

「東4階病棟にて管理栄養士が病棟常駐を行うことに関する検討」についてのお願い

脳血管障害発症後は、意識障害、嚥下機能障害、四肢麻痺などの後遺症が現れることが多く、その経過に応じて栄養投与経路や食事形態が大きく変化するため、入院期間中のみならず退院後も栄養管理の面で管理栄養士が関与すべき点は多岐にわたると考えます。

また2022年度の診療報酬改定において早期栄養介入管理加算の見直しが行われ、入院後早期から栄養管理を開始することが高く推奨されています。

この研究では管理栄養士が病棟に常駐し患者様の栄養管理を行うことによる医療効果、経済効果について、以下の項等を用いて検討します。

- ・入院期間
- ・入院後6.12.24.48時間時点での絶食率
- ・入院期間中の栄養投与経路
- ・必要栄養量充足率
- ・入院期間の栄養状態の推移
- ・転帰先についての把握（在宅、リハビリ病院、療養型病院、介護老人保健施設 等）

集められたデータは、学会発表や学術論文などにまとめ公表する場合がありますが、個人は特定されることはありません。データの管理はコード番号で行い、個人情報外部に漏れることのないように慎重に行い、プライバシーの保護に努めます。

ご了承いただけない場合でも、診療上不利になることは決してありません。

ご自身のまたは家族のデータを研究に使わないでほしいと希望される方は、下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先：〒586-8521 大阪府河内長野市木戸東町2-1

電話番号：0721-53-5761

国立病院機構大阪南医療センター 栄養管理室 藤井歩実